

August 2019

## 2019年税法改正案 ― 相続税、贈与税及び譲渡所得税

### 1. 筆頭株主の保有株式割増評価制度の見直し (相続税及び贈与税法 § 63、相続税及び贈与税法施行令 § 49の2)

#### □ 改正前

筆頭株主の保有株式は、(i) 企業規模と(ii) 筆頭株主の持分率に応じた割増率が適用される。

| 持分率   | 一般企業 | 中小企業(*)  |
|-------|------|----------|
| 50%以下 | 20%  | 10% (0%) |
| 50%超過 | 30%  | 15% (0%) |

(\*) 中小企業の場合、2020年末まで割増し排除(租税特例制限法第101条)

#### □ 改正内容

筆頭株主の保有株式には、企業規模に応じた割増率が適用され、筆頭株主の持分率に応じた割増率の適用は廃止される。

| 区分  | 一般企業 | 中小企業(*) |
|-----|------|---------|
| 割増率 | 20%  | 0%      |

(\*) 中小企業に対する租税特例制限法上の割増し排除規定は削除。

#### □ 改正の効果

筆頭株主の保有株式の割増評価方法は、企業規模に応じた割増率の適用となり、単純化される。特に、筆頭株主の持分率に応じた割増率適用が廃止されることにより、筆頭株主の持分率が50%を超える場合の相続税・贈与税が引き下がる効果も生じる。

#### □ 適用時期

2020年1月1日以降に相続が開始される、又は贈与される分から適用。

---

## 2. 不動産過剰保有法人の不動産比率判定基準の合理化 (所得税法 § 94、所得税法施行令 § 158 ⑦)

---

### □ 改正前

法人の不動産比率は法人の資産総額のうち、(i) 土地・建物・不動産に関する権利と(ii) 子法人の不動産保有比率相当額が占める比率で計算する。

### □ 改正内容

法人の不動産比率を計算する際、孫法人の不動産保有比率対当額を含めて計算する(合算対象になる孫法人の範囲は施行令で規定予定)。

### □ 改正の効果

孫会社を利用して不動産過剰保有法人から除かれる事例の防止。

一方、不動産比率の計算方法が変更されることで、相続税・贈与税上の株式評価に影響あり。

### □ 適用時期

2020年7月1日以降に譲渡される分から適用。

---

## 3. 特定法人との取引による利益のみなし贈与の整備 (相続税及び贈与税法 § 45の5、相続税及び贈与税法施行令 § 34の4)

---

### □ 改正前

現行の特定法人との取引による贈与利益規定は、特定法人の欠損の有無により下記のとおり区分して課税。

| 区分     | 欠損法人                | 黒字法人                   |
|--------|---------------------|------------------------|
| 課税対象株主 | 筆頭株主等(株主1人 + 特殊関係人) | 支配株主等(持分率が最も高い個人とその親族) |
| 持分率の要件 | 持分率の要件なし            | 支配株主等の持分率が50%以上        |

## □ 改正内容

欠損、黒字法人の区分を廃止(持分率の要件及び課税対象株主を一元化)し、贈与税の限度(株主に直接贈与する場合の贈与税－法人税相当額)を新設。

| 区分     | 課税要件                   |
|--------|------------------------|
| 課税対象株主 | 支配株主等(持分率が最も高い個人とその親族) |
| 持分率の要件 | 支配株主等の持分率が30%以上        |

## □ 改正の効果

同一企業が黒字法人から欠損法人(欠損法人から黒字法人)に切り替わる時期、贈与時期等によって課税の可否が変わる点を見直し。

## □ 適用時期

2020年1月1日以降に贈与される分から適用。



**Yulchon LLC**

**Korea | Vietnam | China | Myanmar | Russia | Indonesia\***  
\* in association with Roosdiono & Partners

**Subscribe | View More Updates | Contact Us**

Material included in our newsletter has been prepared for informational purposes only and is not offered as legal advice on any particular matter. Yulchon and contributing authors disclaim all liability for the newsletter's content and are not responsible for any third party contents which can be accessed through this newsletter.

Copyright 2019 Yulchon LLC. All rights reserved